

事業名：心身障害者自立促進交通費助成事業

福祉課 障がい福祉係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実							
施策	04 障がい者福祉の充実							
基本事業	03 自立的な社会参加の促進							
開始年度	—	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい回復者のうち通所サービス決定者

手段（事務事業の内容、やり方）

自立促進を目的として訓練などを行っている施設に公共交通機関を利用して通所した際の交通費について、その1/2を助成する。申請が必要で、通所する施設等から通所の月別日数証明書を受け、申請する。年に2回支給。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

通所交通費を助成することで、障がい者の訓練等を促し、社会参加、自立促進を推進する。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい回復者のうち通所サービス決定者数	人	215	260	203	260
対象指標2						
活動指標1	支給総額	千円	3,381	3,886	4,142	4,779
活動指標2						
成果指標1	実支給者数	人	77	94	114	94
成果指標2						
事業費(A)		千円	3,381	3,885	4,142	4,779
正職員人件費(B)		千円	1,204	1,202	1,563	1,174
総事業費(A+B)		千円	4,585	5,087	5,705	5,953

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	自立促進を目的として訓練などを行っている施設に公共交通機関を利用して通所した際の交通費について、その1/2を助成する。	扶助費：4,142千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
事業を取り巻く環境変化	
<p>平成2年交通費の割引制度のなかった精神障がい者・知的障がい者の通所に際し、市内小規模作業所からの強い希望もあり、通所に係る交通費の助成制度を開始。平成3年10月からは、療育手帳を所持する知的障がい者に対しても身障同様の手帳による割引制度が始まった。また、知的障がい者の小規模作業所だった通所施設が法定施設化され、支援費対象の施設となった。よって、指定事業所は利用料算定の関係から対象外としたが、平成18年4月自立支援法の施行（1割負担導入）により送迎のある施設とない施設との均衡を図る必要がでてきている。</p>	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠
交通費の一部を助成することにより、自立促進のための施設通所を支え、心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的としている。	
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠
実費負担の公共交通費の2分の1を助成するというはっきりした内容なので、心身障がい者の福祉の増進に貢献している。	
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠
精神障がい者の通所利用者が増加していることや、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス以外の施設の利用者も増え、当該施設通所者には経済的負担が軽減されており、成果はでているものとする。	
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠
事業所の増加により、障害福祉サービスの申請が増加していることや、地域活動支援センターなどのサービス外の施設の利用も増加しているため、申請者数の増加が見込まれ、成果は向上するものとする。	
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありますか？	
ある なし	理由 根拠
新たに事業者が増えていることで通所者が増加することが予想されることや、現在の要綱では交通費の2分の1を助成するという内容であるため、コストの削減は困難。	